

事故発生時の報告について

1. 報告

入所者又は利用者に対するサービス提供中の事故、虐待、火災、入所者等行方不明が発生した場合に可児市及び関係機関に電子メール又はFAXにて報告してください。

2. 要領及び様式

「岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領」に従い、対応する様式にて報告。

※要領及び様式は市HP「<https://www.city.kani.lg.jp/17078.htm>」に掲載しています。

3. 対象

可児市所在の全ての事業所及び可児市被保険者が利用する**全サービス事業所**

(要領に記載のない事業所※を含む)

※居宅介護支援事業所、予防介護支援事業所、地域密着型サービス事業所(予防含む)、総合事業事業所

4. 報告先

可児市、指定権者、報告に係る利用者の保険者

5. 報告期限及び報告事項

報告対象	報告期限	報告事項
(1) サービス提供中の利用者の事故等 ※1 ・死亡 ・重症(入院期間が1月を超えると見込まれる等)	・発生(発見)から24時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生(発見)から1週間以内に第二報を報告	・様式1-1 ・様式1-2
・上記以外 ※2	・発生(発見)から1週間以内に報告	・様式1-3
(2) 虐待(疑いを含む)	・発生(発見)から24時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生(発見)から1週間以内に第二報を報告	・様式1-1 ・様式1-2
(3) 火災 ・消防機関に出動を要請したもの	・発生から24時間以内に報告	・様式2-1(総括表)・様式2-2(個票) 【死亡及び重症者が発生した場合】
(4) 入所者等の行方不明	・発生(判明)から24時間以内に第一報を報告 ・発見時に最終報告	・様式3
(5) 法人役員・職員の法令違反・不祥事の発生	・発生(判明)から24時間以内に第一報を報告	・任意様式

※1 「サービス提供中」とは、施設内のほか、送迎、レクリエーション中等、施設外の事故を含む。

※2 医療機関を受診、または入院の場合、提出してください。

6. 留意事項

事故の内容を事業所内で共有し、原因や再発防止策の検討を行ってください。

報告書の「再発防止策」と

「今後の対応予定」に注目しています。

令和3年度事故発生件数(サービス種類、原因別)

	転倒	転落	介護中の 負荷	誤嚥	異食	離設	不明	その他	計
訪問介護	1								1
通所介護(地域密着型及び総合事業含む)	9	1		1				1	12
短期入所生活介護	19	1					2	1	23
特定施設入居者生活介護	1								1
小規模多機能型居宅介護								1	1
認知症対応型共同生活介護	11	1					3		15
介護老人福祉施設(地域密着型含む)	8	1	2	1	1		2	1	16
介護老人保健施設	6	2		1			1	1	11
介護医療院	1								1
住宅型有料老人ホーム	7					2			9
サービス付高齢者向け住宅	2	1							3
計	65	7	2	3	1	2	8	5	93